

町議会の傍聴

本会議は、どなたでも傍聴することができます。
本会議は通常午前9時に開きます。

傍聴される場合は、所定の場所で傍聴人受付簿に住
所、氏名及び年齢を記入し入場してください。

また、傍聴席では、次のことを守ってください。

主な遵守事項

- ・議場における言論に対し声を出したり、拍手などしないこと。
- ・病気など特別な場合以外、帽子、外とう、襟巻きなど着用しないこと。(着用の場合は、議長の許可が必要です。)
- ・傍聴席では、ものを食べたり、タバコを吸ったりしないこと。
- ・写真撮影や録音はしないこと。(議長に許可を得ればできます。)
- ・傍聴席では、係員の指示に従うこと。